

3. 母子家庭等自立促進計画

I 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

母子及び寡婦福祉法が、平成14年11月に改正され平成15年4月から施行されました。この中で、国や地方自治体は、より細やかな施策を計画、展開し、母子家庭等に対する支援を実施することが求められています。

また、平成15年7月には、母子家庭の母に対する就業支援に重点を置いた「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が、5年の時限立法で施行されました。

こうした状況を踏まえ、相模原市では平成16年3月にひとり親家庭等を対象にアンケート調査を実施するとともに、改正された母子及び寡婦福祉法第12条の規定に基づき「母子家庭等自立促進計画」を策定することになりました。

なお、この計画において、「母子家庭等」とは、母子家庭及び寡婦並びに父子家庭をさします。

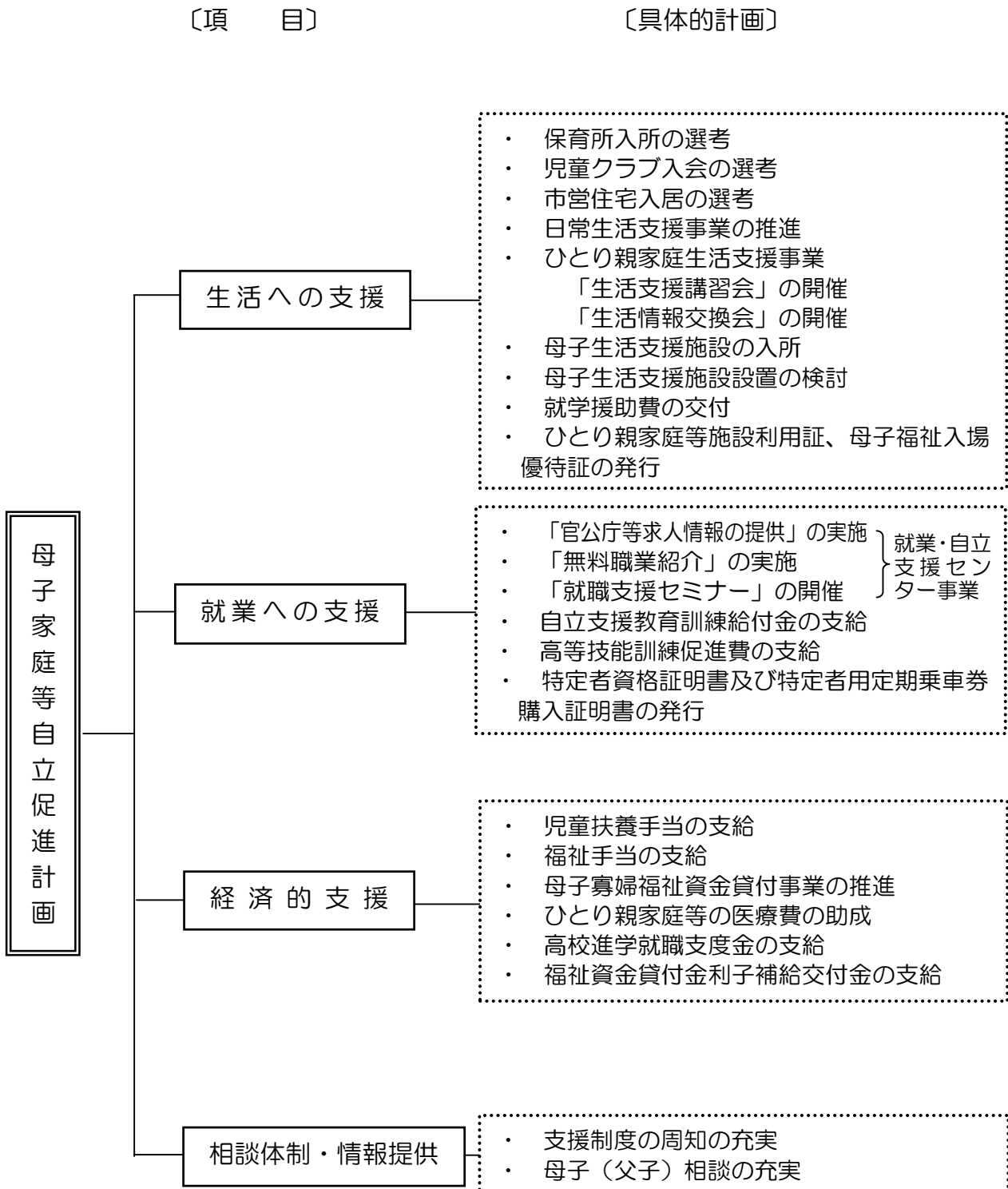
2 計画の期間

本計画は、相模原市次世代育成支援行動計画の計画年次に添って、平成17年度から平成21年度までの5か年を計画期間とします。

3 施策の方向性

本計画は、母子家庭等の生活への支援、就業への支援、経済的支援及び相談体制・情報提供方法など様々な支援策を充実、推進することで、母子家庭等の生活の安定と自立をめざすことを目的とします。

4 母子家庭等自立促進計画体系図



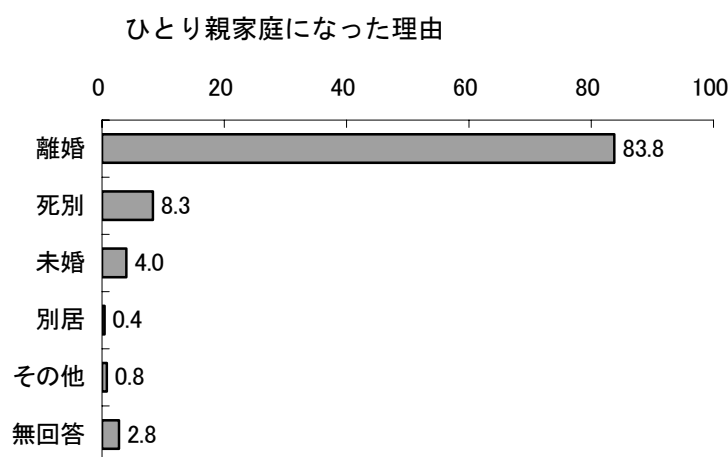
Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

1 母子家庭の現状

(1) 母子家庭になった理由、世代構成

本市が実施したひとり親家庭を対象にしたアンケート調査によると、母子家庭になった理由は、死別（8.3%）や未婚の女子（4.0%）を大きく上回り、離婚が83.8%とほとんどを占めています。

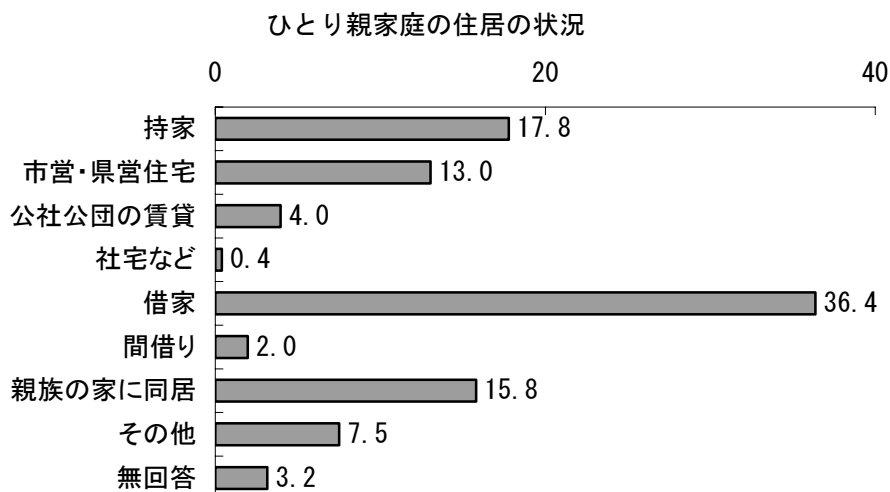
また、親の年齢階層は、30歳～40歳の世代が82.3%となっており、学齢期の子どもを抱えた母子家庭が多いことが推測されます。



(2) 母子家庭の子どもの数、同居親族及び住居の状況

アンケート調査によると、子どもの数は平均 1.76 人という結果で、生活や子育ての面で援助が得られる父母との同居世帯は、21.0%でした。

また、住居の状況は、持ち家率（17.8%）に比べ、民間の賃貸住宅など家賃負担のある世帯が55.8%と半数を超えた状況で、経済的な負担が大きいと思われます。



(3) 母子家庭の収入状況

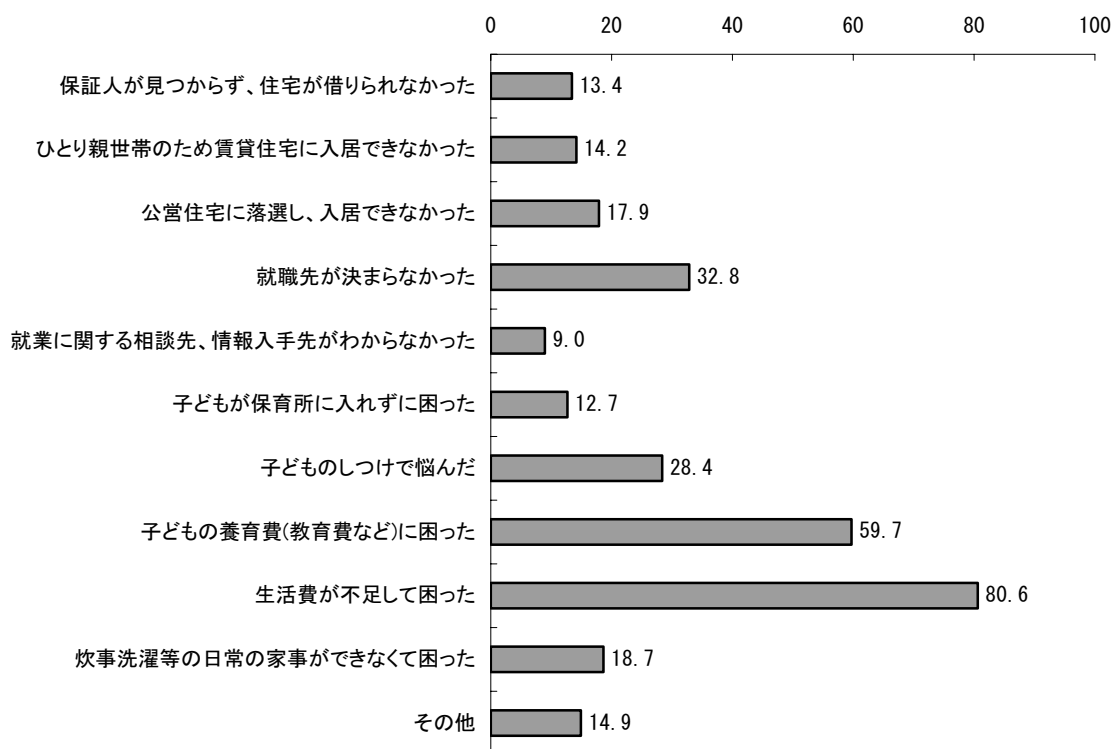
アンケート調査によると、母子家庭の主な収入は本人の勤労収入と児童扶養手当であり、年間収入も本人の収入が平均 189.0 万円、世帯収入で捉えても年間平均 266.2 万円でした。これは、平成 14 年度国民生活基礎調査による全国平均（一般世帯）602.0 万円に比べ、かなり低い水準となっています。

(4) 母子家庭になったとき困ったこと

アンケート調査によると、母子家庭になったとき困ったことは、生活費が不足して困った（80.6%）と子どもの養育費に困った（59.7%）が多くあげられており、経済的な困窮であることがわかります。

また、一方で住宅への入居などの住宅に関すること、就職先など就業に関すること、保育所の入所やしつけなど子どもに関することも集約するとそれぞれ 40% 程度あげられています。

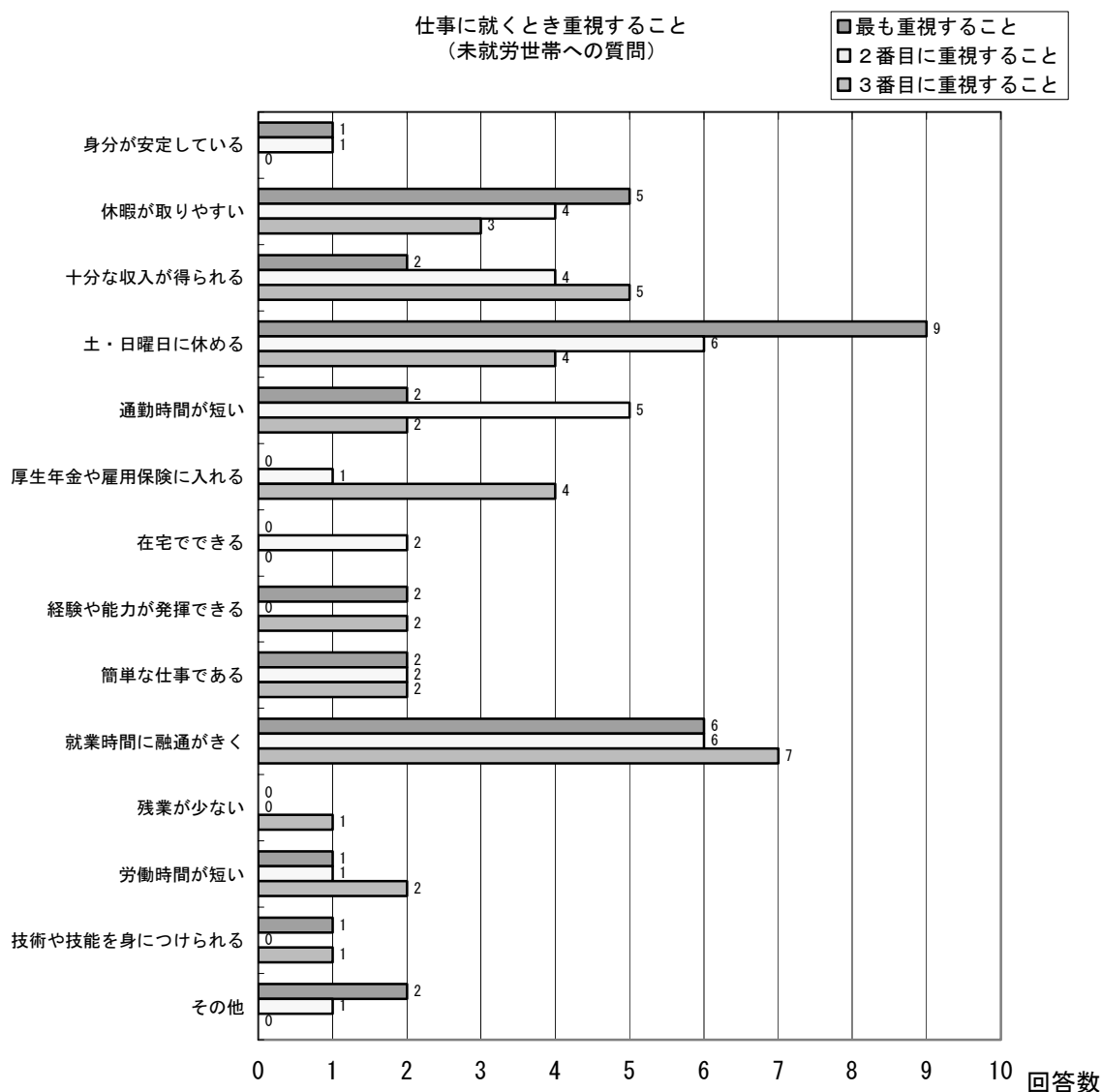
母子家庭になったとき困ったこと



(5) 母子家庭の就業状況

アンケート調査によると、母子家庭の82.6%が収入を伴う仕事に就いています。また、未就労者もその82.5%が働きたいと考えています。このことから母子家庭の就労意欲は大変高いと考えられます。

未就労者に仕事に就くとき重視する点を聞いたところ、土・日曜日に休める、就業時間に融通がきく、休暇が取りやすいなど待遇面が良いことをあげた回答が多くありました。

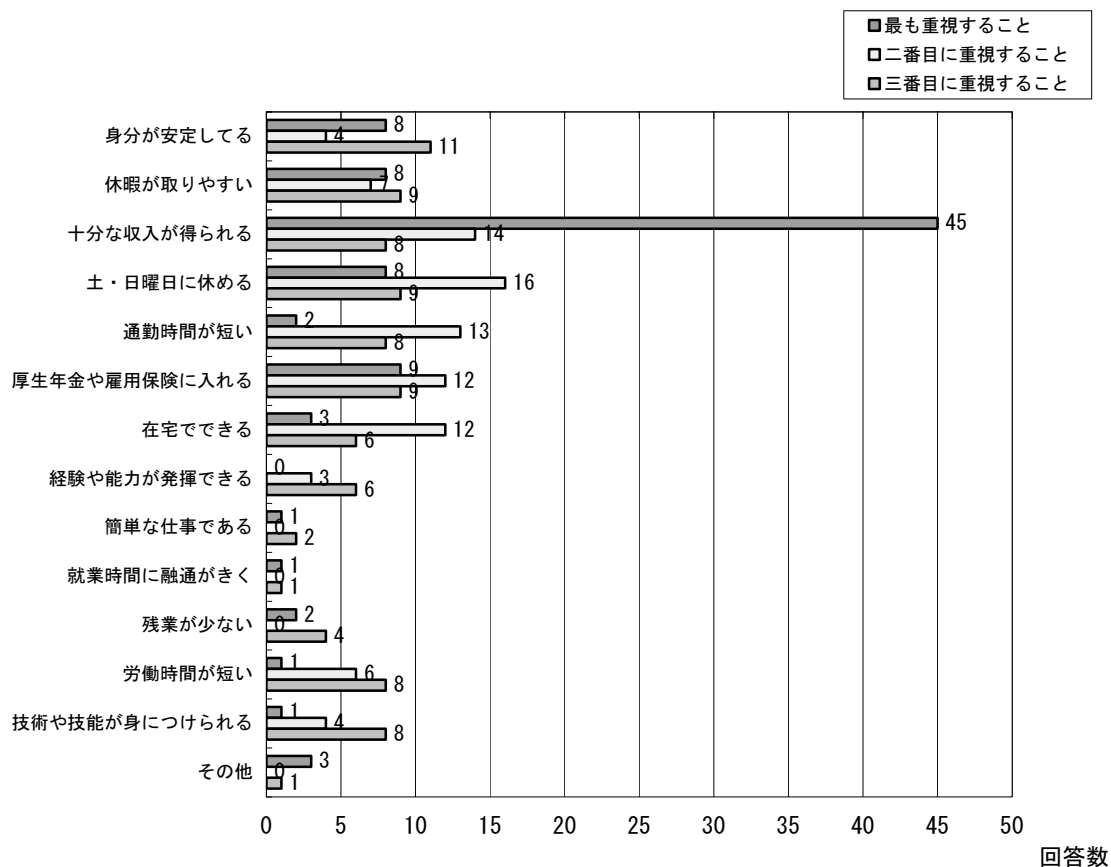


就労者のうち 42.6%が常勤として働いていますが、パート・アルバイトで働いている家庭も 48.3%あります。また、就労者の 45.5%が転職を希望しています。

転職希望者に転職するとき重視する点を聞いたところ、待遇面をあげた回答に比べ、十分な収入をあげた回答が圧倒的に多くなっています。

このことから、現在就労はしているものの家計を維持するには十分な収入が得られていない実態がわかります。

転職先を選ぶとき重視すること（転職希望あり）



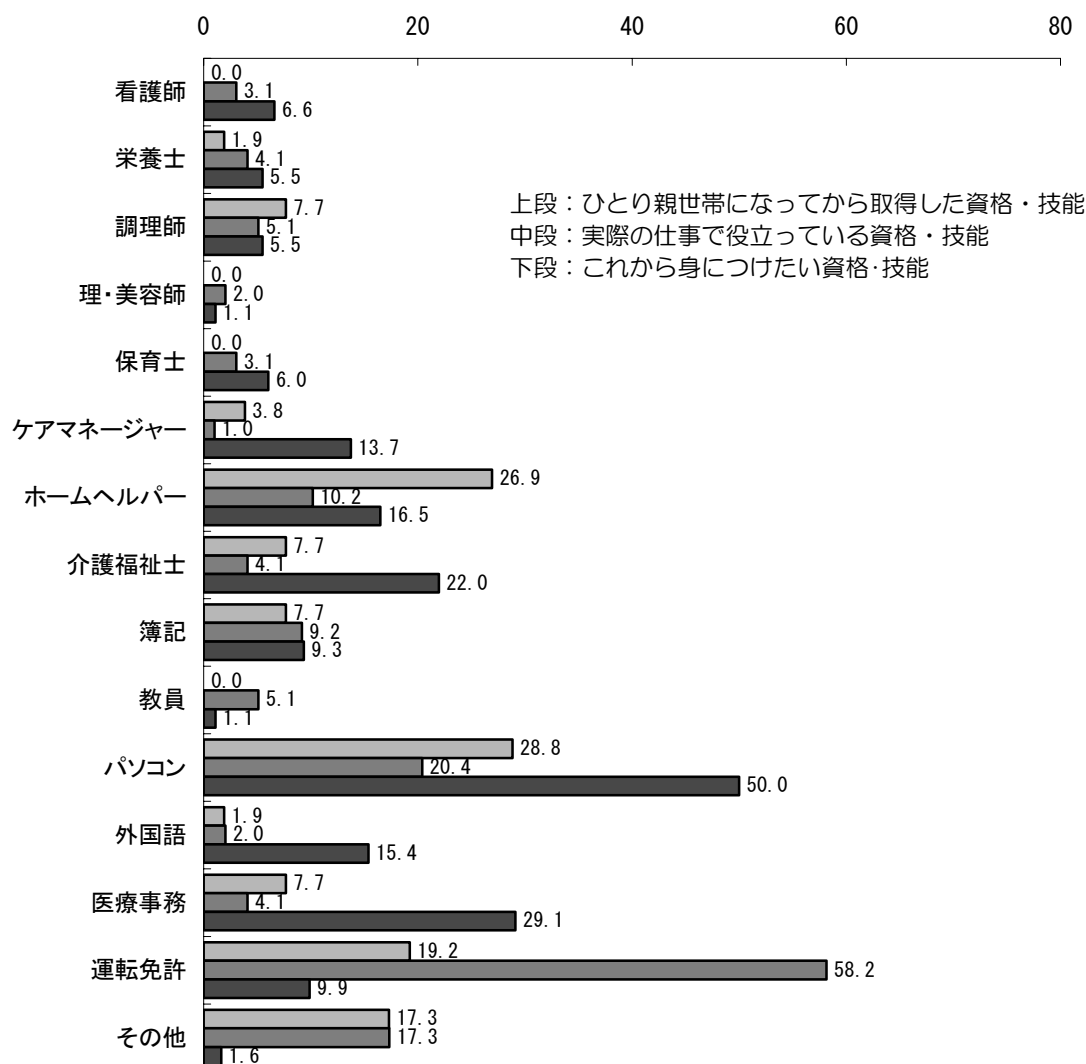
(6) 母子家庭の母の資格や技能の状況

アンケート調査によると、現在持っている資格や技能として70.4%が運転免許をあげました。一方で直接就業に役立つ資格であるホームヘルパーなどの資格を持っているという回答は、10%前後にとどまっています。

ひとり親家庭になってから取得した資格や技能としては、パソコン(28.8%)ホームヘルパー(26.9%)の順に多くあげられています。

実際の仕事に役立っている資格や技能は、運転免許が58.2%と多くあげられています。別の項目の調査結果では、運輸関係の職種への就労が少ないことから、事務や営業の仕事の移動手段として役立っているのではないかと考えられます。

また、これから身につけたい資格や技能では、パソコン(50.0%)、介護福祉士(22.0%)、ホームヘルパー(16.5%)などが多くあげられており、就業につながる資格や技能を取得したいという意欲が見られます。



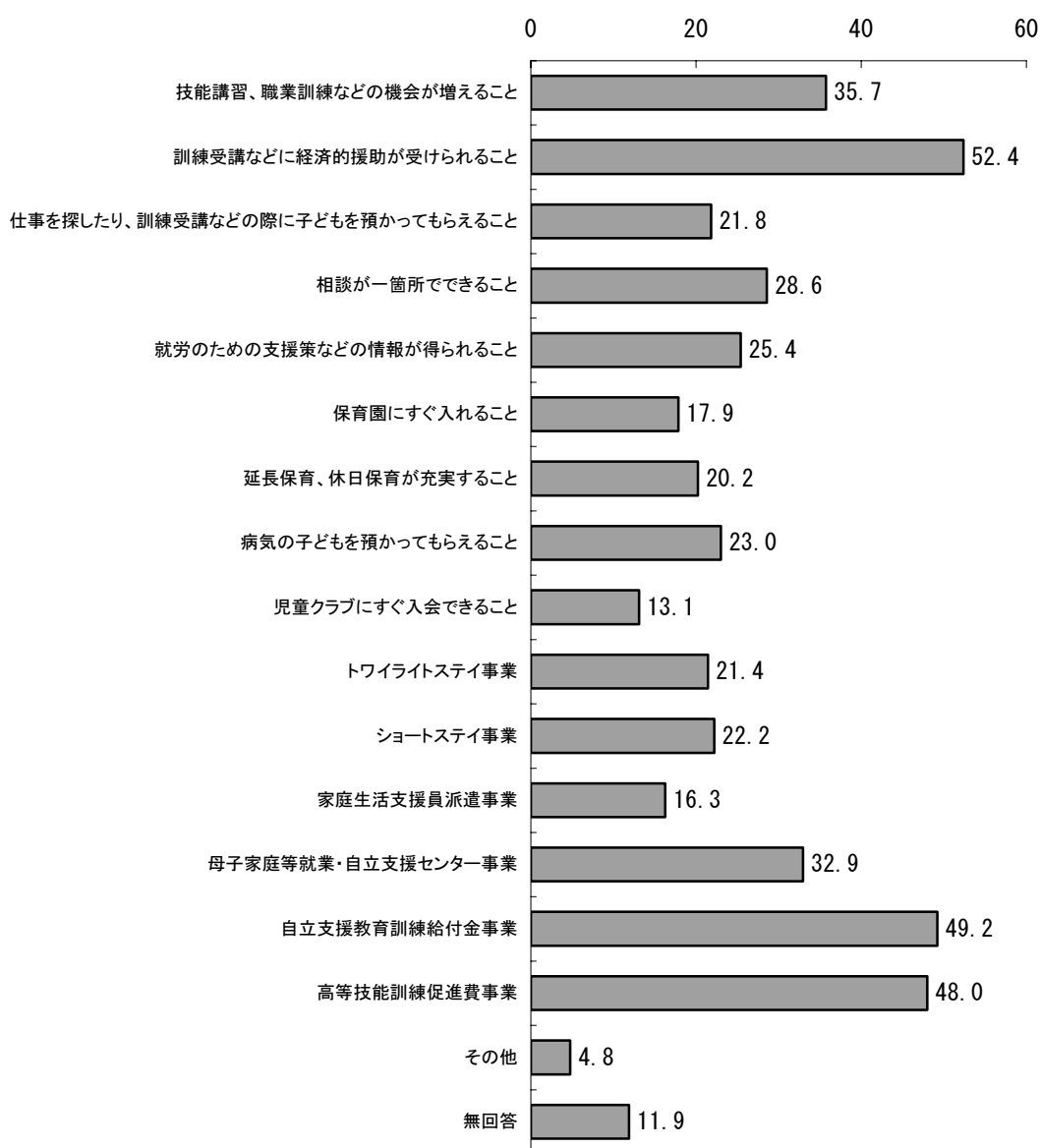
(7) 母子家庭が就職や仕事のため、行政に望むサービス

母子家庭が就職や仕事のため行政に望むサービスとしては、訓練受講などへの経済的支援（52.4%）、自立支援教育訓練給付金（49.2%）、高等技能訓練促進費（48.0%）といずれも就職や十分な収入を得るために必要な資格や技能の取得への経済的支援を希望する回答が多くあげられています。

また、技能講習、職業訓練などの機会が増えること（35.7%）就業・自立支援センター事業（32.9%）など職業訓練や求職情報の提供を望む回答も多くなっています。

こうしたことから資格や技能の取得に向けた経済的支援とともに講習会や求人への情報提供も望んでいることが考えられます。

就職や仕事のため行政に望むサービス



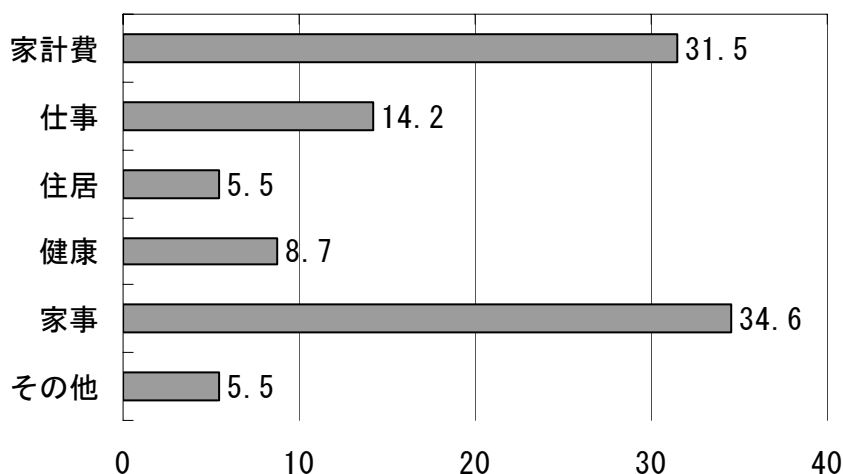
2 父子家庭の現状

父子家庭の現状については、今回本市が行ったアンケート調査では、サンプル数が集まらずはっきりした傾向まで現れていませんが、その中でもひとり親家庭になって困ったことについて子どものしつけで悩んだ、日常の家事ができなくて困ったという回答がありました。

また、厚生労働省が実施した全国母子家庭等調査（平成15年度）によりますと、家計費に困っているという回答が31.5%と多くありますが、一方で、母子家庭の現状に比べ、家事に困っているという回答が34.6%といちばん多くなっています。

こうしたことから、父子家庭においては、経済的支援のほか、子どものしつけのことや掃除や洗濯等の日常の家事ができないことが悩みとなっていることが考えられます。

父子家庭が困っていること
(平成15年度全国母子世帯等調査・厚生労働省)



3 ひとり親家庭の課題

(1) 母子家庭の課題

母子家庭は、就業世帯が多い反面、常勤者はその半数ほどしかいないため、十分な収入を得る仕事に就くための資格や技能を取得する講習会の情報提供や修業の経済的支援を充実することが必要です。

また、未就労者に対しては、生活の安定を図るために求職情報の提供を行うことが求められます。

一方で、家庭の支出を軽減する経済的施策として公営住宅入居の優遇や就労中の子どもの保育をする保育所入所の優遇を推進することが考えられます。

(2) 父子家庭の課題

父子家庭は、経済的支援のほか、子どものしつけを含めた養育問題や日常の家事支援が必要と考えられます。

こうしたことから、就労中の子どもの保育をする保育所入所の優遇や家事援助を行う施策の推進が求められています。

Ⅲ 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 生活への支援

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、保育所や児童クラブの入所・入会の優遇制度を推進し、日常生活の悩みを話し合う場を設けることや生活支援講習会も実施します。また、病気や冠婚葬祭への出席などで一時的に子どもの育児ができないときなどには家庭生活支援員を派遣する制度についても推進します。

また、母子生活支援施設の設置について検討を始めます。

今後は、父子家庭についても情報交換の場を設けることや母子自立支援員による相談体制を整備します。

2 就業への支援

ひとり親家庭のうち、未就労の母子家庭の母については、官公庁等の臨時職員募集についての就業情報の提供のほか、無料で職業紹介する制度についても整備します。

また、母子家庭の母については、資格や技能を取得する修業に対する費用の給付などを行い、生活の安定につながる収入の確保に対する支援を実施します。

3 経済的支援

母子家庭に対する児童扶養手当の支給や母子家庭及び寡婦に対する福祉資金貸付金制度並びにひとり親家庭に対する医療費の助成を継続して実施します。

なお、児童扶養手当対象者（父子家庭）の拡充について、国へ要望します。

4 相談体制・情報提供

ひとり親家庭の様々な相談に対応する体制や母子寡婦福祉資金の貸付申請指導を行う母子自立支援員の相談業務を充実させるとともに、ひとり親家庭に対する支援制度や行政サービスの情報提供体制を整備します。

IV 支援施策の具体的計画

1 生活への支援

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
保育所入所の選考	入所申込みをしたひとり親家庭の子どもは、入所優先度に加点をし入所選考を行います。	継続	→	→	→	→	○	○	
児童クラブ入会の選考	入会申込みをしたひとり親家庭の子どもは、入会優先度に加点をし入会選考を行います。	継続	→	→	→	→	○	○	
市営住宅入居の選考	入居申込みの基本的資格を有するひとり親家庭について、入居選考に際し、福祉的配慮として、加点をし選考します。	継続	→	→	→	→	○	○	
日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭や寡婦が家族の病気や冠婚葬祭への出席などで一時的に家庭機能が低下したとき、家庭生活支援員を派遣し、手助けをします。	継続	→	→	→	→	○	○	○
ひとり親家庭生活支援事業「生活支援講習会」の開催	ひとり親家庭の親や寡婦の育児や健康など生活に役立つ様々な講習会を開催します。	継続	→	→	→	→	○	○	○
ひとり親家庭生活支援事業「生活情報交換会」の開催	ひとり親家庭の親や寡婦が日常生活で直面する諸問題についてお互いに情報交換する場を設けます。	継続	→	→	→	→	○	○	○
母子生活支援施設の入所	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき子どもについて、生活の支援指導が必要と認められるときに母子生活支援施設に保護します。	継続	→	→	→	→	○		
母子生活支援施設設置の検討	母子生活支援施設の設置について、その必要性、可能性を検討します。			調査・検討	→	→	○		
就学援助費の交付	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を援助するため、学用品費や学校給食費等を交付します。	継続	→	→	→	→	○	○	
ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	ひとり親家庭等施設利用証（相模原市）や母子福祉入場優待証（神奈川県）を発行し、施設使用料の優待を行います。	継続	→	→	→	→	○	○	

2 就業への支援

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
「官公庁等求人情報の提供」の実施 (就業・自立支援センター事業)	求人情報の提供を希望する母子家庭の母に国等から提供された非常勤職員やアルバイトなどの求人情報を提供します。	実施	→	→	→	→	○		
「無料職業紹介」の実施 (就業・自立支援センター事業)	公共職業安定所と連携し、母子家庭の母に対して、無料で職業紹介をします。	実施	→	→	→	→	○		
就業促進事業 「就職支援セミナー」の開催 (就業・自立支援センター事業)	母子家庭の母の就業、キャリアアップを図るため、就業準備や転職に関するセミナーを開催します。	継続	→	→	→	→	○		
自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習終了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。	継続	→	→	→	→	○		
高等技能訓練促進費の支給	母子家庭の母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格を取得することを促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給します。	継続	→	→	→	→	○		
特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、JR通勤定期を購入する際に30%割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行します。	継続	→	→	→	→	○		

3 経済的支援

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
児童扶養手当の支給	父母の離婚、父との死別などにより父と生計を同じにしていない子どもの母又は養育者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給します。(所得制限あり) また、対象者(父子家庭)の拡充について、国へ要望します。	継続	→	→	見直し	→	○		

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
福祉手当の支給	父母の離婚、死別などにより母子・父子家庭となった世帯の子どもを養育している者に子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで母子・父子家庭等福祉手当を支給します。(所得制限あり)	継続	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉資金貸付事業の推進	母子家庭の母及び子ども、親のいない子ども及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行います。	継続	→	→	→	→	○		○

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成します。(所得制限あり)	継続	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
高校進学就職支度金の支給	12月1日現在、中学3年生の子どもを養育している母子・父子家庭に進学又は就職の支度金を支給します。	継続	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
福祉資金貸付金利子補給交付金の支給	母子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給します。	継続	→	→	→	→	○		○

4 相談体制・情報提供

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
支援制度の周知の充実	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、「福祉のてびき」の配布方法の見直しやインターネットの活用により、周知方法を充実します。	実施	→	→	→	→	○	○	

事業名	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対象者		
							母子	父子	寡婦
母子(父子)相談の充実	母子自立支援員が、母子家庭の母や父子家庭の父の自立や生活支援などの相談に応じ、また、母子寡婦福祉資金の貸付申請指導も行います。	継続	→	→	→	→	○	○	○